

国立大学法人群馬大学教職員職務発明等に対するインセンティブ研究奨励金
配分基準

平成16.4.1 制定
改正 平成26.4.1

(趣 旨)

第1 この基準は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における知的財産権の活用を基に更なる研究成果の創出を促進させることを目的とし、インセンティブ研究奨励金の配分について定める。

(インセンティブ研究奨励金の配分)

第2 学長は、本学が職務発明等に係る知的財産権を承継し、その知的財産権の運用又は処分により収入を得た場合において、所属する学部等を経由して当該発明者の研究室に対し、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に当該知的財産権の運用又は処分により本学に納入された金額から管理費（当該発明の取得、管理、維持、活用等に要した経費で、過去において控除されたものは除く。）を控除した額（以下「収入実績」という。）が100万円以上の場合、次表の額のインセンティブ研究奨励金を配分する。

配 分 の 額
(収入実績－100万円) × 100分の25

(共同発明者に対するインセンティブ研究奨励金)

第3 前項の規定において、当該補償金の支払を受ける権利を有する本学の発明者が2名以上あるときは、インセンティブ研究奨励金はそれぞれの持分に応じて配分するものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。